

諏訪圏域特別養護老人ホーム
(介護老人福祉施設) 入所ご希望の方へ

諏 訪 広 域 連 合 介 護 保 険 課

令和8年8月1日

特別養護老人ホーム

(介護老人福祉施設) 入所ご希望の方へ

特別養護老人ホームの入所について

特別養護老人ホームは、常時介護が必要な高齢者で、寝たきりや認知症などにより自宅で生活することが困難な方が入所する施設です。

原則として要介護3以上の方が入所できますが、要介護1・2の方でも特例的に入所できる場合があります。また、入院治療の必要がある場合等は施設に入所できない場合があります。

1. 入所申込の方法

入所を希望される特別養護老人ホームが窓口です。

「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所申込書」と、個人情報等に関する「同意書」、「直近3か月分の「サービス利用票及び別表」（実績）」を提出してください。介護支援専門員等が代行することもできます。なお、要介護1・2の方は、特例要件の申告を添えての申込みとなります。

2. 要介護1・2の特例的な入所の判定について

要介護1・2の申込者は、特例入所要件に該当するかどうかの審査が行われます。

審査は施設毎に設けられた入退所検討委員会が行い、結果は施設から通知されます。

3. 入所の優先順位

希望する特別養護老人ホーム及び同法人内の施設入退所検討委員会において入所の優先順位を決定します。

要介護1・2の方は、特例要件の該当者に優先順位が付きます。

優先順位については各施設にお問い合わせください

4. 入 所

特別養護老人ホームとの契約を取り交わし、入所となります。

※現在、諏訪広域には特別養護老人ホームが20施設あります。施設の規模や居室のタイプ等により料金も異なりますので、申込をされる場合は、入所希望施設の概要についてご理解いただいたうえで手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※詳細については、各施設にお問い合わせください。

特別養護老人ホームの入所までの流れ

要介護3～5の方

要介護1・2の方

特例入所の要件は下記①～④の事情により居宅での生活が困難であると認められる者

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること
- ②知的障害・精神行動障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

特例入所対象者

(※施設における入退所検討委員会による特例入所の可否の判定)

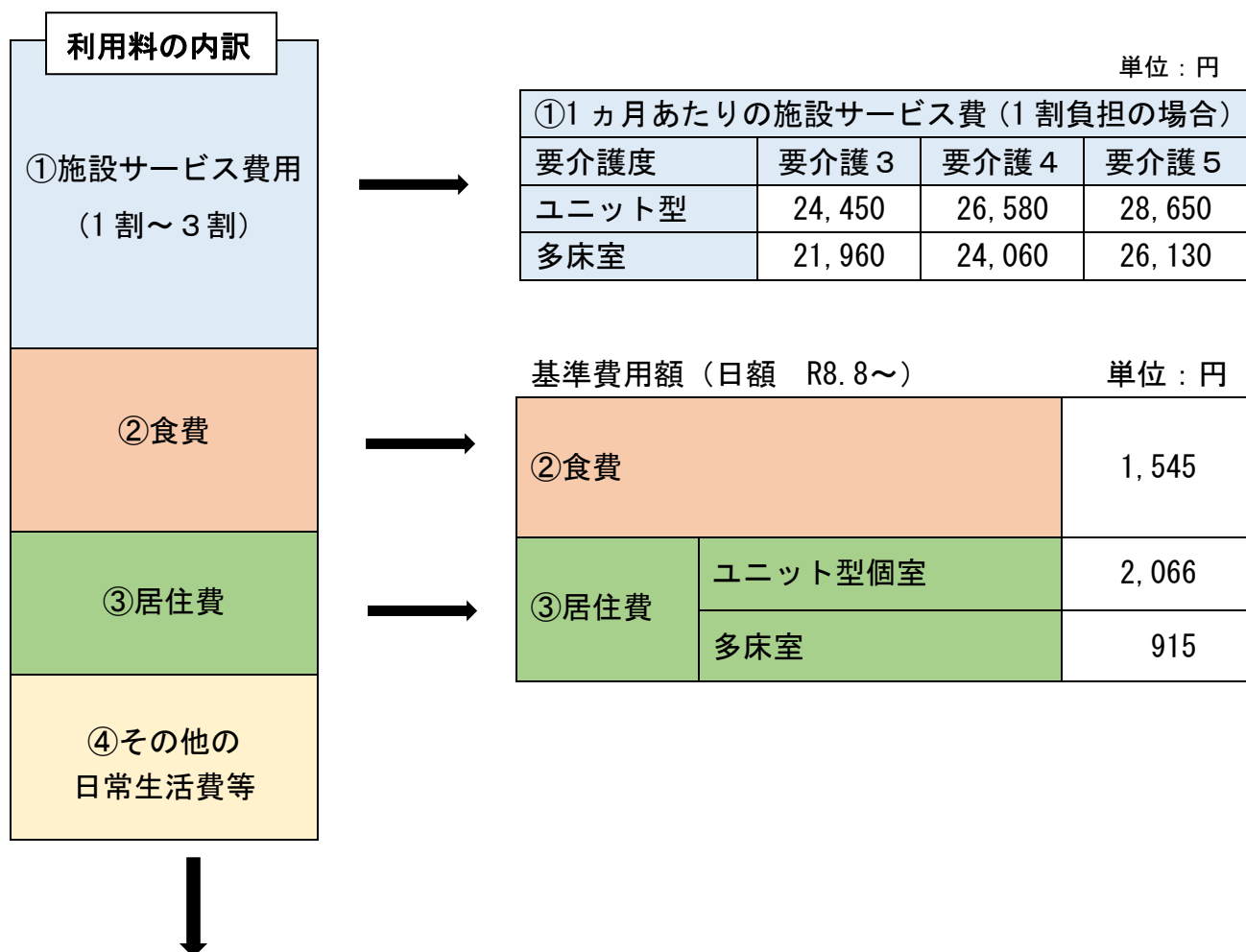
入退所検討委員会による入所評価基準に基づく優先順位の決定

入所

特別養護老人ホームの利用料金

【利用料金の全体像】

図の「利用料の内訳」が自己負担額になります。それぞれの費用には基準額等が設けられていますが、実際の費用は施設の加算の取得状況、施設と利用者との契約や各種減額措置によって決まりますので、詳しくは入所を希望する施設にお問い合わせください。



- (1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、嗜好品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者又は家族等の選択により利用されるもの）
- (2) 入所者の希望によって教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- (3) 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）
- (4) 預かり金の出納管理に係る費用
- (5) 理美容代金
- (6) 個人専用の家電製品の電気代
- (7) 私物の洗濯代

【食費・居住費の負担軽減制度】

所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

《利用者負担段階》

- ・第1段階：生活保護の受給者、または本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者
- ・第2段階：本人および世帯全員が住民税非課税で、
合計所得金額＋課税・非課税年金収入額が82万円6千5百円以下の人
- ・第3段階①：本人および世帯全員が住民税非課税で、
合計所得金額＋課税・非課税年金収入額が82万円6千5百円超120万円以下の人
- ・第3段階②：本人および世帯全員が住民税非課税で、
合計所得金額＋課税・非課税年金収入額が120万円超の人
- ・第4段階：上記以外の方

※ 上記の第1段階～第3段階②に該当する場合でも、次のいずれかに該当する場合には対象になりません。

- (1) 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- (2) 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等が以下を超える場合。

- ・第1段階： 単身 1,000万円 夫婦 2,000万円
- ・第2段階： 単身 650万円 夫婦 1,650万円
- ・第3段階①： 単身 550万円 夫婦 1,550万円
- ・第3段階②： 単身 500万円 夫婦 1,500万円

※第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）は段階にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

《食費・居住費の自己負担限度額（負担軽減の対象者：日額）》

単位：円

利用者負担段階		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		300	390	680	1,420
居住費	ユニット型個室	880	880	1,370	1,470
	多床室	0	430	430	530

諏訪圏域内特別養護老人ホームの紹介

[多床室型特別養護老人ホーム一覧](#)

[ユニット型特別養護老人ホーム一覧](#)

位置図

[岡谷市・下諏訪町](#)

[諏訪市・茅野市](#)

[富士見町・原村](#)

※情報については令和8年8月現在の情報です。

詳細については、各施設にご確認をお願いします。